

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

災害やパンデミックに備えた企業間連携を行い、医療提供体制の維持に努める
医療機器メーカーと連携し、臨床ニーズを反映した製品の情報共有を行う

b. IT 実装支援

IT システム連携（医薬品発注システム、在庫管理、ロット管理）により業務効率と安全性の効率を図る

e. 健康経営に関する取組

取引先や協力会社に労働安全衛生や健康配慮の情報を伝える
健康診断、メンタルヘルス対策、感染対策などを関係先と連携して実施する

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

臨床のニーズを明確化し、メーカーや卸にフィードバックすることで、相互の連携の強化を図ります。

スタッフの健康管理や教育を定期的に行い、提供する医療の質と生産性を高める努力をします。

2026年1月21日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

実

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・ 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。